

第4回 栃木市・西方町合併協議会 会議録

平成23年3月29日（火）午後2時00分
栃木市栃木保健福祉センター

栃木市・西方町合併協議会

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 会 長 | 鈴木 俊美 | 副会長 | 古澤 悦夫 |
| 委 員 | 樋口 誠一 | 委 員 | 大川 秀子 |
| 委 員 | 関口 孫一郎 | 委 員 | 高岩 義祐 |
| 委 員 | 長 芳孝 | 委 員 | 横倉 利夫 |
| 委 員 | 和賀井 政雄 | 委 員 | 坂本 功 |
| 委 員 | 鮎田 榮一 | 委 員 | 岩下 邦夫 |
| 委 員 | 臼井 浪之助 | 委 員 | 大橋 重 |
| 委 員 | 菅沼 初代 | 委 員 | 柴田 保男 |
| 委 員 | 田中 博 | 委 員 | 金山 ヒデ子 |
| 委 員 | 飯沼 邦利 | 委 員 | 中野 林藏 |
| 委 員 | 荒川 律 | 委 員 | 増田 泰子 |

欠席者（委員）

委 員 中村 祐司

特記事項

栃木市副市長（栃木市1号委員）は空席

規約第10条第4項に基づく栃木県総合政策部市町村課職員は欠席

出席者（幹事）

- 幹 事 片柳 実 （栃木市企画部長）
幹 事 尾上 光男（栃木市総務部長）
幹 事 田谷 安久（西方町企画課長）
幹 事 安生 一夫（西方町住民課長）

出席者（事務局）

- 小保方 昭洋（事務局長）
江面 健太郎（総務チームリーダー）
鈴木 健司 （計画チームリーダー）
小島 靖夫 （事務事業一元化チームリーダー）
中村 康広 （例規整備チームリーダー）
山田 安弘 （総務計画班）

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 5号 合併協定調印式後の合併手続きの経過について
- 報告第 6号 合併に伴う平成23年度栃木市・西方町予算の取扱いについて
- 報告第 7号 合併協定項目の具体的な調整結果について（会議資料別冊1）
- 報告第 8号 合併協定項目以外の主な調整方針について（会議資料別冊2）
- 報告第 9号 合併に係る啓発用品について
- 報告第10号 栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について

(2) 審議事項

- 議案第 5号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会補正予算（第1号）について
- 議案第 6号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について
- 議案第 7号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会予算について

4 第5回栃木市・西方町合併協議会の開催日時について

- 日 時 平成23年6月27日（月）午後2時から
- 会 場 栃木市栃木保健福祉センター

5 その他

- (1) 栃木市・西方町合併協議会事務局の事務所の位置の変更について

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|----------|---|
| ◎小保方事務局長 | <p>1 開会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から第4回栃木市・西方町合併協議会を開会いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方です。よろしくお願いいたします。本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>それでは、次第の「2 会長挨拶」に入ります。会長であります、鈴木俊美市長からご挨拶を申し上げます。</p> |
| ◎鈴木会長 | <p>委員の皆様には、お久しぶりでございます。ご無沙汰をいたしました。</p> <p>さて、ご挨拶させていただく前に、やはり一言申し上げざるを得ないかと思えます。今回の東北地方太平洋沖地震につきましては、皆様のところにも何がしかの被害はあったのではないかと思いますし、西方町、栃木市でも被害があったわけでありまして、しかし、そうした我々のところの被害と比較しても比較できないほどの大変な今回、被災があったわけでありまして、亡くなられた方、そして現在も避難されておられる方々には、心からお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げざるを得ません。我々がこの地に住んでおりまして、比較的軽い被害で済みましたのも、これも我々のこの土地に感謝をしなければならないなということを感じております。我々、栃木市そして西方町共々、被災地の方々に何がしかのお手伝いをできればということで、現在、やっておりますが、皆様にも、是非ともそうしたことにお力添えをいただけたらありがたいと思っております。よろしくどうぞお願いを申し上げます。</p> <p>さて、それでは、ご挨拶をさせていただきますが、皆様には、本当にお久しぶりでございますが、今日は、第4回の合併協議会を開催をさせていただきます。</p> <p>ご案内の通り、おかげさまで、去る1月31日付けで総務省の方から、栃木市・西方町合併の告示が出されまして、来たる</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>10月1日をもって合併となることが、これで確定をしたわけ でございます。あとはその10月1日に向けまして、残された 様々な課題がまだ少しありますので、それらにつきまして、皆 様とご協議をいただき、粛々と10月1日を迎えていきたいと、 そんな思いでございます。何卒、引き続きの皆様のご支援とそ れからご協力をお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせ ていただきます。本日は、よろしくどうぞお願いをいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>3 議事</p> <p>続きまして、3の「議事」に入りますが、その前に、いくつ かご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますことを ご報告いたします。なお、中村委員と植木県市町村課長は、所 用により欠席とご連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議録署名委員のご報告でございますが、本日の署名 委員は、栃木市の長委員と、西方町の飯沼委員をお願いをいた します。</p> <p>最後に、委員の皆様をお願いがございます。会議の中でご発 言をいただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、 マイクを通してのご発言をお願いすると共に、最初に市町名と お名前をおっしゃっていただいてから、ご発言を願いたいと思 います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。会議の議長につきましては、規 約第10条第2項の規定によりまして、会長が当たることとさ れておりますので、鈴木会長よろしく願いいたします。</p> |
| <p>◎小保方事務 局長</p> | <p>◎鈴木会長</p> <p>はい。それでは、ご案内の通り、進行役を勤めさせていただ きますので、よろしく願いを申し上げます。早速、議事に入 ります。</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>報告第5号 合併協定調印式後の合併手続きの経過について</p> <p>最初に「(1) 報告事項」であります。</p> <p>「報告第5号 合併協定調印式後の合併手続きの経過につい て」、まず、事務局から説明をお願いいたします。</p> |

◎小保方事務局長

はい。それでは、第4回会議資料の1ページをご覧くださいと思います。

「報告第5号 合併協定調印式後の合併手続きの経過について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

昨年11月10日に開催いたしました合併協定調印式の後に行われました合併に関する手続きの経過をまとめたものでございます。

まず、11月16日に西方町議会臨時会において、廃置分合などの合併関連議案を可決いたしました。なお、合併関連議案につきましては、下段に記載しております通り、廃置分合、財産処分、農業委員会の委員の任期、地域自治区及び区長の設置に関する協議の4議案でございます。

次に、11月19日には栃木市議会において、同じように合併関連議案を可決いたしました。

次に、12月9日には鈴木市長・古澤町長により、栃木県知事への廃置分合申請書の提出が行われました。これを受けまして、県は、12月議会に追加議案を上程いたしまして、12月14日に栃木県議会において、廃置分合議案が可決されました。

翌15日には県知事が廃置分合を決定いたしまして、総務大臣への届出が行われました。

年が明けまして、本年1月31日に合併の事務手続きとしては最後の行為となります総務大臣告示が行われました。なお、次のページ、3ページは、総務大臣告示を掲載いたしました官報の写しでございます。一番下の段、総務省告示第三十二号が、栃木市・西方町の合併に関する告示でございます。

以上のように、合併協定調印式後は、栃木県及び栃木県議会の皆様に格別な協力を賜りましたことによりまして、当初見込みよりも早い時期に合併手続きが完了したものであります。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎鈴木会長

はい。以上が、報告第5号の事務局からの説明でございます。このことにつきまして、皆様からご質問等がございましたら、お願いをいたします。

| | |
|-----------------|--|
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問等ないようでございますので、これにつきましては、報告事項ということでございますので、このようなことをご了承を賜りたくお願いを申し上げます。</p> <p>報告第6号 合併に伴う平成23年度栃木市・西方町予算の取扱いについて</p> <p>では、次に、「報告第6号 合併に伴う平成23年度栃木市・西方町予算の取扱いについて」、事務局から説明を願います。</p> <p>はい。それでは、第4回会議資料の4ページをご覧くださいと存じます。</p> <p>「報告第6号 合併に伴う平成23年度栃木市・西方町予算の取扱いについて、別紙のとおり報告する。」というものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>先ほどの経過でもご説明させていただきましたように、当初の予定よりも早く総務大臣告示までの合併手続きが完了をいたしました。それに伴いまして、西方町では、23年度の予算は、合併日の前日となります9月30日までしか組めなくなりましたことから、契約等の関係で、通年で予算を組む必要がある事業について、特別に栃木市の平成23年度予算に盛り込むことといたしました。それに伴いまして、それらの事業を西方町が執行する際に契約を行う場合には、西方町・栃木市・業者との三者契約という変則的な形となります。こうした変則的な予算上の取り決めについて、7ページをご覧くださいと存じますが、両首長による協議書を取り交わさせていただきました。主な内容でございますが、第2条では、負担金など10月以降の西方町の負担すべき経費は、栃木市が引き継いでいくことを記載しております。第3条では、合併期日を跨ぐ契約の取扱いについて、栃木市が必要な措置を講じることや、連名で契約を行うことなどを記載しております。第4条では、西方町が栃木市との連名で行う入札や契約につきましては、西方町の財務規則で行うことを記載しております。なお、前のページ、6ページにつきましては、23年度の予算に関する動きについて、栃</p> |
|-----------------|--|

| | |
|--------------------------|--|
| <p>◎鈴木会長</p> | <p>本市と西方町での予定を記載したものでありますので、後ほど参考にご覧をいただければと存じます。</p> <p>以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。以上、事務局からの説明でございます。5ページにもその取扱いについての考え方が示されておりますので、これらも併せて目を通していただきまして、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。要は、10月1日の前日で西方町様が契約できる限度ということになることからの処置でございます。</p> <p>それでは、ご質問等もないようでございますので、報告第6号につきましては、このようなことをご了解をお願いをしたいと思います。</p> <p>報告第7号 合併協定項目の具体的な調整結果について（会議資料別冊1）</p> <p>では、続きまして、「報告第7号 合併協定項目の具体的な調整結果について」、事務局からまず説明を願います。</p> |
| <p>◎小島事務事業一元化チームリーダー</p> | <p>はい。事務調整班の小島と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>「報告第7号 合併協定項目の具体的な調整結果について」をご説明申し上げます。</p> <p>栃木市・西方町合併協議会第4回会議資料の別冊1をご用意いただきたいと思います。会議資料別冊1でございます。</p> <p>事務事業の調整結果につきましては、調整方針が「合併時に再編する」あるいは「合併時まで調整する」といった事務につきまして、調整結果の一部を報告するものでございます。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。合併協定項目に関する事務事業の調整結果でございます。</p> <p>まず、表の1段目、「合併協定項目25-21 勤労者、消費者関連事業」、調整の方針は、2としまして、「栃木広域中小企</p> |

業勤労者福祉サービスセンターについては、現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る」というものでございました。具体的な調整結果は、負担金については、従来どおり人口割、これは国勢調査に基づくものでございます。人口割により算出した金額とする。平成23年度の内訳は、資料に記載の通りでございます。

次に、「合併協定項目25-22 建設関係事業」、調整の方針は、「1 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時までに調整する」というものでございました。非線引き都市計画区域である西方町の開発許可の規制対象規模につきましては、線引き都市計画区域と整合性、一体性を保つため条例を制定いたしまして、開発許可の規制対象規模を1,000㎡以上とし、平成23年10月1日合併の期日から施行する、というものでございます。現在、開発行為の規制対象となる面積は、西方町においては3,000㎡以上、栃木市においては市街化区域が1,000㎡以上、市街化調整区域につきましては、面積の規模に関わらず規制対象となっておりますが、新市全体の均衡が保てるよう、このように調整したものでございます。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

「合併協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて」、公園施設の利用料金につきましては、調整を図ったものでございます。具体的な調整結果といたしまして、各施設の利用料金につきましては現行のとおりとする。ただし、西方総合公園の備考欄を次のようにする、というものでございます。これ恐れ入りますが、資料の8ページ・9ページをお開きください。8ページに西方総合公園使用料の現行の記載がございまして、その下に備考として、施設を使用する上での規定等が設けられておりますが、こちらにつきましては、9ページのように変更するものでございます。新旧対照となっておりますが、2番の区域外の者が施設を使用する場合の使用料の割増及び施設の広域利用に関する協定の部分が、大きな変更点でございます。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。「合併協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて」、1番から5番までは、農林業事業の補助金等の調整結果でございます。2番の県単独農業農村事業補助金は、現行のとおりといたします。他

| | |
|--------------------------|---|
| <p>◎鈴木会長</p> | <p>につきましては、いずれも栃木市の制度により統一するものでございます。6番の西方町にあります中小企業年末融資利子補給補助金につきましては、栃木市の保証料補助金に統合いたします。</p> <p>以上で、合併協定項目の具体的な調整結果についての報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>はい。以上、事務局からの説明でございます。それでは、皆様の方から何かございましたら、ご質問等をお願いいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>これもよろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご質問等ないようでございます。「報告第7号 合併協定項目の具体的な調整結果」につきましては、事務局報告の通りでございますので、ご了承を願います。</p> <p>報告第8号 合併協定項目以外の主な調整方針について（会議資料別冊2）</p> <p>では、続きまして、「報告第8号 合併協定項目以外の主な調整方針について」、事務局から説明を願います。</p> |
| <p>◎小島事務事業一元化チームリーダー</p> | <p>はい。「報告第8号 合併協定項目以外の主な調整方針について」、ご説明申し上げます。第4回会議資料の別冊2をご用意ください。別冊2をご用意いただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目以外の主な調整方針、合併協定項目以外、いわゆるBランク・Cランクの事務事業は、全部で1,600件ほどの事務事業がございますが、Bランクにつきましては、正副会長・幹事会にて協議、Cランクにつきましては、専門部会で協議するとなっておりますので、合併協議会におきましては、住民生活に関わりが大きい事務事業を選択いたしまして、22件ほどの調整方針を報告させていただきます。</p> <p>資料の1ページをお開きください。</p> <p>順に事務事業名と調整方針を読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、「14番 市町水防計画に関すること」、「計画に差異が</p> |

あるため、合併後に再編する」。

「19番 防犯灯の設置及び管理に関すること」、現況が設置、維持管理、電気料金の3つに区分されておりました、設置につきましては、栃木市・西方町とも同じ内容でございますが、残りの2つにつきましては、取扱いが統一されておられません。従いまして、維持管理、電気料金につきましては、「合併後1年を目途に再編する」としております。

次に、2ページから3ページになりますが、「4番 市民無料法律相談に関すること」、「5番 一般相談に関すること」、「6番 総合相談に関すること」、この3件を西方町に適用させることによりまして、西方町民にとって、相談機会が増えると共に、専門的な知識を有する弁護士相談から生活相談までさまざまな相談を受けることができる、というものでございます。

「8番 住民活動保険に関すること」、市内に活動の拠点を置く住民団体等が行う住民活動中の事故について、保険により補償するというもので、「栃木市の例により統合する」ものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。「18番 自動交付機に関すること」、市役所本庁及び大平総合支所で休日等においても、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付を受けることができます。

次に、5ページ、「4番 配食サービス事業に関すること」、これにつきましては、対象者、利用回数、委託先等を調整し、「平成24年3月までに再編する」ものです。

「5番 紙おむつ交付事業に関すること」、「栃木市の例により平成24年3月までに統合する」ものです。

「6番 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業に関すること」、こちらにつきましては、「栃木市の例により合併時に統合する」ものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。「8番 認定こども園に関すること」、こちらにつきましては、「西方町の例により合併時に統合する」。

その次のその下の保健分科会ですが、「1番 初期救急医療施設の運營業務に関すること」、7ページの「2番 休日急患歯科診療所事業に関すること」、「3番 救急業務推進事業（休日外科当番医）に関すること」、これらにつきましては、医療圏や委託先の関係から調整方針は、全て「合併時は現行のとおりとし、

合併後に調整する」としております。

次に、8ページから12ページ、「道の駅に関すること」、道の駅につきましては、「独自の施設であるため、現行のとおりとする」としております。

次に、12ページ、学校教育分科会の「1番 教育委員会に関すること」、調整方針は、「合併時に再編する」、となつてございますが、教育委員の定数、報酬等につきましては、後日、特別職の身分の取扱いの協議結果の中で報告させていただきます。

「8番 学校建設及び学校施設の耐震化に関すること」、現在、両市町で計画又は実施している事業については、「現行のとおり新市において継続する」というものでございます。

ここまでの、Bランクの事務事業でございます。

13ページをご覧ください。ここからは、Cランクの事務事業になります。

「44番 まちづくり支援に関すること」、「まちづくり団体等の意向を踏まえ、従来の実績を尊重しつつ、合併後、平成26年度までに調整する」。

「30番 交通安全協会に関すること」、「40番 防犯協会に関すること」、これらにつきましては、協会の組織がそれぞれ別でございまして、「防犯協会に関する事務に差異があるため、合併後に再編する」ものです。

続きまして、14ページ、「4番 小児救急医療に関すること」、「合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する」。

最後に、「41番 教科書採択事務に関すること」、「栃木市の例により、合併後平成24年4月までに統合する」というものでございます。

以上で、合併協定項目以外の主な調整方針の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎鈴木会長

はい。以上、報告第8号についての説明でございます。皆様の方から何かございましたら、お願いをいたします。

ここでは、エリアの違う医療事務等についての調整も織り込まれておりますので、その辺も含めて、何かご不明な点がありましたら、何なりとご質問等いただければと思います。

《発言する人なし》

| | |
|-----------------|--|
| | <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>はい。では、ないようでございますので、質問につきましては、打ち切らせていただきまして、報告第8号につきましては、事務局からの説明の通りこれをもってご了承をいただきたいと思います。</p> |
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>報告第9号 合併に係る啓発用品について</p> <p>では、続きまして、「報告第9号 合併に係る啓発用品について」、事務局から説明を願います。</p> <p>はい。それでは、第4回会議資料にお戻りをいただきたいと思います。10ページでございます。第4回会議資料の10ページをご覧ください。</p> <p>「報告第9号 合併に係る啓発用品について、別紙のとおり製作したので報告する。」というものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>10月1日の合併に向けまして、住民の皆様幅広く啓発を行っていくための用品類を作成するものであります。</p> <p>まず、懸垂幕と横断幕につきましては、栃木市役所本庁及び各総合支所、並びに西方町役場に設置するものでございます。</p> <p>次ののぼり旗につきましては、60本を作成いたしまして、栃木市と西方町の各施設に設置していくものであります。</p> <p>次のポケットティッシュにつきましては、20,000個を作成し、栃木市・西方町・栃木県の各施設等での配布を予定しております。</p> <p>現在、作成中でございますので、納品になり次第、順次啓発を進めていく予定であります。</p> <p>以上、ご報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>◎鈴木会長</p> | <p>はい。以上、報告第9号の説明でございます。皆様から何かございましたら、お願いをいたします。</p> <p>なお、この懸垂幕が藤岡総合支所を除くとありますのは、確か風かなんかの影響で、スペースか。</p> |
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>スペースの関係もあります。</p> |

| | |
|----------|--|
| ◎鈴木会長 | 藤岡支所は、この横断幕の方にするということですが、ちょっと補足で。 |
| ◎小保方事務局長 | 藤岡総合支所につきましては、懸垂幕を設置する場所がないということと、あと風の影響を受けやすく、ちょっと安易に付けられないというのもございまして、通常、横断幕という形で入口のフェンスに取り付けてございます。今回も、藤岡総合支所につきましては、同じように横断幕を設置させていただきたいというものでございます。 |
| ◎鈴木会長 | <p>ということですよ。付けないということではございません。よろしいでしょうか。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>はい。では、ご質問につきましては、以上とさせていただきます。報告第9号 合併に係る啓発用品については、このように進めさせていただきます。</p> <p>報告第10号 栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について</p> <p>続きまして、「報告第10号 栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について」、事務局から説明を願います。</p> |
| ◎小保方事務局長 | <p>はい。それでは、会議資料の12ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>「報告第10号 栃木市・西方町合併協議会幹事会規程の一部改正について」、報告いたします。</p> <p>13ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>4月1日からの栃木市の組織機構の改編に伴いまして、幹事会のメンバーであります企画部長を総合政策部長に名称を改めるものであります。14ページには、別表といたしまして、新旧対照表が付いております。</p> <p>事務手続き上の対応でございますが、ご報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| ◎鈴木会長 | はい。以上、報告第10号の説明になりますが、これは名称 |

が変わるということに伴う変更でございますので、よろしいでしょうか。

《発言する人なし》

はい。では、報告第10号につきましては、このようにさせていただきます。

(2) 審議事項

議案第5号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会補正予算 (第1号) について

では、続きまして、今度は「審議事項」に入ります。審議事項の「議案第5号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会補正予算第1号について」であります。まず、事務局から説明を願います。

◎小保方事務
局長

はい。それでは、第4回の会議資料の15ページをご覧くださいと思います。

「議案第5号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会補正予算第1号について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。

16ページをご覧くださいと思います。

今回の補正予算は、栃木県において栃木県市町村合併支援補助金交付要領が制定されたことに伴いまして、合併協議会として新たに5,000千円の補助が受けられることになりましたので、補正予算をお願いするものであります。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、3款県支出金、1項1目県補助金に5,000千円を計上いたします。

歳出につきましては、要領の制定が3月15日となりましたので、22年度中に新たに事業を執行することが困難なため、3款予備費に5,000千円を計上させていただきたいというものであります。

なお、県補助金の交付対象事業といたしましては、2款事業費1項1目事業推進費13節委託料で執行しておりますネットワーク統合支援業務5,145千円を交付対象事業として想定をしております。

また、今回、啓発用品を作成するに当たりまして、2款事業

| | |
|-----------------|---|
| <p>◎鈴木会長</p> | <p>費内において、11節需用費の印刷製本費の執行残から、13節委託料に277千円の流用を行っておりますので、併せてご承認を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いたします。</p> <p>はい。以上が、議案第5号の補正予算第1号についての説明でございます。委員の皆様からご質問あるいはご意見等ございましたら、お願いをいたします。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>異議なしという声をいただきました。それでは、議案第5号につきまして、質疑を打ち切らせていただきます。こちらは審議事項でございますので、皆様のご承認を賜りたく、お願いを申し上げますが、議案第5号につきまして、原案の通りご承認をいただける皆様につきましては、景気良く拍手でいきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。</p> <p>《委員全員より拍手あり》</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員全員の拍手をいただきましたので、議案第5号原案どおり承認とさせていただきます。</p> |
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>議案第6号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について</p> <p>では、続きまして、「議案第6号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会の事業計画」であります。事務局から説明を願います。</p> <p>はい。それでは、第4回会議資料の17ページをご覧くださいと思います。</p> <p>「議案第6号 平成23年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。」というものであります。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>平成23年度の事業計画案でございます。事業項目を読み上</p> |

げさせていただきます。「1 合併協議会の開催」、「2 合併協
定項目その他合併に必要な事項についての調整」、「3 事務事
業等の一元化」、「4 合併情報の提供」、でございますが、具体
的には、23年度は、10月1日の合併に向けまして、例規の
整備や市民への情報提供など具体的な合併準備の作業が中心と
なる予定でございます。

19ページをご覧いただきたいと思っております。

23年度の主な予定を記載したスケジュール表となっております。中段の矢印や点線の枠で記した部分につきましては、合併準備を主といたします事務方が継続して行う作業でございます。合併協議会といたしましては、次回、最後となります合併協議会を6月27日に予定しております。9月に入りますと、25日に西方町の閉町式がございまして、30日には庁舎を閉じる閉庁式が行われる予定となっております。また、合併協議会も9月の30日で廃止とする予定でございます。10月1日には新市が発足いたしまして、10月14日に栃木市栃木文化会館を会場といたしまして、合併記念式典を開催する予定となっております。

以上、事業計画案と23年度の主な予定のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎鈴木会長

はい。以上、議案第6号の説明でございます。委員の皆様から何かございましたら、お願ひをいたします。

《発言する人なし》

はい。ありがとうございます。

こう見えますと、いよいよ迫ってきてるなあというのが目で見て分かるわけでございますが、では、ご意見、ご質問等ないようでございますので、打ち切らせていただきまして、こちらにつきましても、ご承認を賜りたく、議案第6号につきまして、原案どおりご承認をいただけます方、拍手にてお願ひいたします。

《委員全員より拍手あり》

はい。ありがとうございます。

| | |
|-----------------|--|
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第7号につきまして、原案の通りご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。</p> <p>《委員全員より拍手あり》</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員一致をもちまして、原案をご承認いただきました。</p> <p>では、以上で私の方の進行は終わらせていただきますので、事務局にマイクを戻します。</p> <p>4 第5回栃木市・西方町合併協議会の開催日時について</p> <p>はい。それでは、次第に従いまして、4の第5回合併協議会の開催日時について、お知らせいたします。</p> <p>日時につきましては、平成23年6月27日月曜日午後2時からとなります。場所につきましては、栃木市栃木保健福祉センターとなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 栃木市・西方町合併協議会事務局の事務所の位置の変更について</p> <p>次に、次第の「5 その他」でございますが、事務局からのお知らせでございます。</p> <p>会議資料の22ページをご覧くださいと思います。</p> <p>合併協議会事務局の事務所の位置でございますが、これまで、市役所本庁舎4階でございましたが、本庁の事務室不足に伴いまして、4月から都賀総合支所の3階に移転いたしますので、ご案内を申し上げます。住所等はご覧の通りでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日お配りいたしました「新市まちづくり計画概要版」につきましては、4月に全戸配布する予定となっておりますので、併せてご報告をさせていただきます。</p> <p>最後に皆様方から何かご発言等があれば、お願いをいたします。</p> |
|-----------------|--|

| | |
|-----------------|---|
| <p>◎鈴木会長</p> | <p>すいません。スペースが不足しております、事務局が都賀支所の方へ行きますが、追い出したわけじゃありませんので、ご了承いただきたいと。</p> |
| <p>◎小保方事務局長</p> | <p>よろしいでしょうか。 特になければ、会議を閉じさせていただきます。</p> <p>6 閉会</p> <p>ただ今の時間は、2時41分でございます。この時間を、会議閉会時刻と定めまして、第4回栃木市・西方町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>ご協議を賜り、ありがとうございました。</p> |